



ひかり幼稚園

ひかり幼稚園 園則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この幼稚園は、学校教育法第 22 条及び第 23 条に従って義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する事を目的とする。
- 第 2 条 この幼稚園は、ひかり幼稚園と称す。
- 第 3 条 この幼稚園の位置は、奈良市赤膚町 1032 番地である。
- 第 4 条 この幼稚園に入園できるものは、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
- 第 5 条 この幼稚園の定員は 210 名とし、原則として、3 歳児、4 歳児、5 歳児の 6 組に分ける。ただし、例外については、理事会で決議していくものとする。

## 第 2 章 保育年限、保育期、休日及び保育時数

- 第 6 条 この幼稚園の保育年限は、4 年未満とする。
- 第 7 条 1 年を次の 3 保育期に分ける。
- |         |           |             |
|---------|-----------|-------------|
| 第 1 保育期 | 4 月 1 日から | 8 月 31 日まで  |
| 第 2 保育期 | 9 月 1 日から | 12 月 31 日まで |
| 第 3 保育期 | 1 月 1 日から | 3 月 31 日まで  |
- 第 8 条 本園の休日は次のとおりとする。
- 土曜日・日曜日・国民の祝祭日及び園長が休日と認めた日とする。
- |      |             |            |
|------|-------------|------------|
| 夏期休園 | 7 月 21 日から  | 8 月 31 日まで |
| 冬季休園 | 12 月 21 日から | 1 月 7 日まで  |
| 春期休園 | 3 月 21 日から  | 4 月 7 日まで  |
- 第 9 条 保育時数は、原則として週 25 時間とする。但し、夏期休園 7 月 21 日から 8 月 31 日の前後 2 週間は、18 時間まで短縮することができる。
- (非常災害、その他急迫の事情があるときは、随時休園することがある)

### 第 3 章 教育課程及び教職員組織

第 1 0 条 教育課程は、健康、人間関係、環境、言葉、表現等を内容とする。

第 1 1 条 年間教育週数は、39 週以上とし、1 日の保育時間は、午前 9 時から午後 2 時 20 分までとする。但し、保育期間については、季節により多少変更することがある。

第 1 2 条 本園に次の教職員を置く。

- (1) 園 長 1 名
- (2) 副 園 長 1 名
- (3) 主任教諭 1 名
- (4) 教 諭 (必要と思われる人数)
- (5) その他法令等で設置が必要な教職員
- (6) 園 医 1 名

園長は、園務を処理し、所属職員を指揮監督する。

### 第 4 章 入園、休園、転退園、修了及び表彰

第 1 3 条 入園については、選考の上、園長が許可する。

第 1 4 条 入園しようとする者は、所定の申込書を提出しなければならない。

第 1 5 条 休園、転園または退園しようとする者は、その理由を記して、保護者から園長に届けなければならない。

第 1 6 条 園長は所定の教育課程を修了した者には修了証書を授与する。

第 1 7 条 園長は適当と認めた者を表彰することができる。

### 第 5 章 保育料及び入園料

第 1 8 条 保育料は、月額 22,000 円とし、毎月 15 日までにその月分を納入しなければならない。

園長は、所定の手続きを得た者に対し、第 1 項の規定に関わらず、保育料軽

減することができる。

第 19 条 入園を許可された者は、入園料 40,000 円を所定の期日までに納入しなければならない。

第 20 条 納付した保育料及び入園料等は返還しない。但し、特別な理由がある場合、その全部、又は一部を返還する。

## 第 6 章 雑 則

第 21 条 この園則の実施について、必要な細則は園長が別に定める。

### 附 則

この園則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この園則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この園則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 20 年 4 月 1 日以前に入園した園児については、尚従前の例による。

### 附 則

この園則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

### 附 則

この園則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この園則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この園則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。